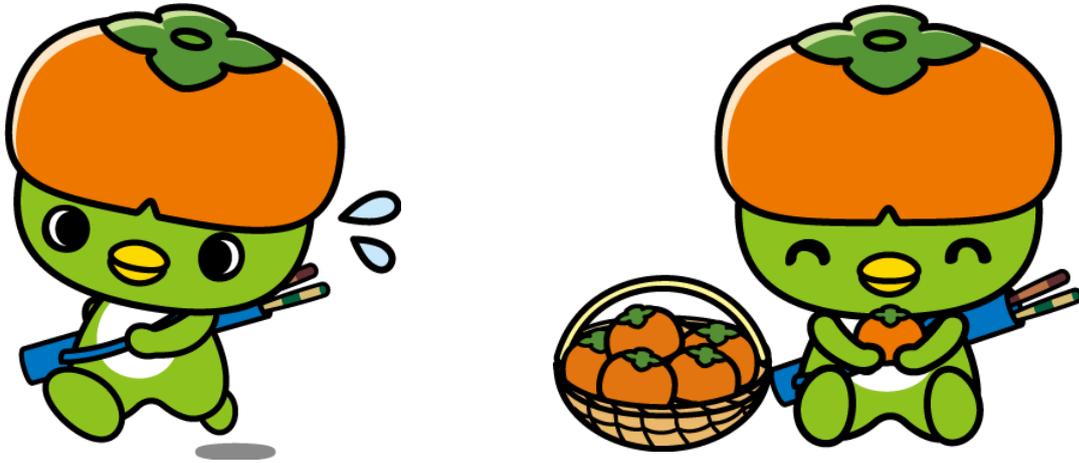


CSハンドブック

コミュニティ・スクール

～学校運営協議会の充実をめざして～



令和6年3月 橋本市教育委員会

I n t r o d u c t i o n

■はじめに

橋本市では、「協働によるまちづくり」の取組を推進しています。

教育分野においてはこれまでも、学校運営協議会を核とし、伝統ある共育コミュニティの仕組みを活かして、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り、ESD（持続可能な開発のための教育）を通して「持続可能な社会の創り手の育成」に取り組んできました。核となる学校運営協議会の充実は、ESDの推進、地域連携教育の更なる充実につながります。

このハンドブックは、主に小・中学校における、

「学校運営協議会の熟議をもっと活性化させたい」

「学校運営の基本方針に承認を受けるプロセスを関係者一同で確認し、共有したい」

「学校運営協議会での熟議を、地域学校協働活動につなげたい」

「学校運営協議会のより効果的な運営の在り方についてヒントを得たい」

という学校管理職や地域連携教育に関わる方々（地域連携担当教職員、コーディネーター、学校運営協議会委員など）の、前向きな課題解決を支援するための参考資料としてまとめたものです。

学校運営協議会をより充実させるためにご活用ください。

C o n t e n t s

■目次

学校運営協議会Q & A	▶▶▶	P. 2
学校運営協議会の充実に向けて	▶▶▶	P. 6
熟議のすゝめ	▶▶▶	P. 9
児童生徒が参画する熟議の実施上のポイント	▶▶▶	P. 11
参考資料	▶▶▶	P. 11

学校運営協議会Q & A

■学校運営協議会にはどのような意義や役割がありますか？

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「**地域とともにある学校づくり**」を進めるための有効な仕組みです。
- コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるとともに、**学校課題の解決**に向けて、地域住民や保護者からの協力を得やすくなります。
- 学校と家庭、地域住民、企業・大学・行政等の連携・協働により、子どもの豊かな学びや育ちを実現していく地域連携教育において、学校運営協議会はその中核となる役割を担っています。

■管理職として新しい学校に着任したり、地域連携担当教員を任されたりしたら、年度初めにまずどのようなことから準備するとよいですか。また、どのような資料を確認しておくるとよいですか？

- まずは、学校運営協議会の役割や意義、今年度の学校運営の基本方針などについて理解するとともに、自分の役割についてもしっかりと理解するようにしましょう。
- 昨年度の学校運営協議会の協議録や委員名簿、これまでの協議の流れや過去に出された意見や協議題についても事前に把握しておくるとよいです。前任者もそのことを意識した引継ぎ資料を準備することも大切です。
- また、資料を確認するだけでなく、協議会に出席していた人から雰囲気などについて**情報共有**しておくことも大切です。
- 橋本市教育委員会が作成しているこのCSハンドブックや共育コミュニティ通信、カリキュラム・マネジメントリーフレットも参考になります。

橋本市教育委員会 教育課程



橋本市教育委員会 共育コミュニティ通信



■地域連携教育を進める上で校内にはどのような推進体制が必要ですか？

- チーム学校として、推進することが望ましいです。管理職だけでなく、**地域連携担当教員**、**総合的な学習の時間担当教員**を核として、地域学校協働活動推進員（共育コーディネーター）も仲間にするすることで、その体制はさらに盤石になります。
- 地域連携に係る渉外業務やコーディネート業務をすべて学校教員が担当する仕組みは長続きしません。地域学校協働活動推進員（共育コーディネーター）とつながり、地域とつないでもらうことが大切です。
- 学校によっては、中堅教員と若手教員がチームを組んで担当することで、持続可能な推進体制を構築し、人材育成に生かしているところもあります。

■地域連携を行う上で、学校外部のどのような人とつながるとよいですか？

- 地域で活躍されている地域学校協働活動推進員（共育コーディネーター）、ふれあいルームコーディネーター、家庭教育支援チーム等と積極的に連携を取るようにしましょう。短時間でもよいので、定期的な話し合いの場を意図的に設けることが、持続可能な地域連携のポイントとなります。
- 学校運営協議会委員の皆さんとも平素からつながりを持つことが大切です。まずは顔と名前を一致させることから始めてみましょう。
- 市教育委員会の担当指導主事、社会教育主事との連携を深めることで、学校課題の困り感の共有がしやすくなり、解決に向けた協働につながります。

■学校運営協議会は年間何回ぐらい開催するとよいですか？

- 橋本市内では、3～4回程度開催している学校が多いです。
- 開催頻度が少ないとどうしても1回の協議会における学校からの説明事項が多くなり、協議の時間が確保されにくい傾向があります。全体的に開催頻度は少ないので、部会を設置し、協働につなげることも効果的です。
- 回数だけではなく、協議の質を向上させることも大切なポイントです。非常変災時や不測の事態が生じたときなど、当初の予定にない協議が必要になることもあります。場合によっては参加できる委員だけで短時間の協議を開催するというところもあるでしょう。
- そのような機動性と実効性のある学校運営協議会の運営をめざすということを日頃から学校、家庭、地域の関係者による共通理解が大切です。

■学校運営協議会の運営では、どのように役割分担をするとよいですか？

- 学校運営協議会会長 → 協議の議事進行
校長 → 学校経営に係る基本方針の説明や質疑応答
教頭・担当教職員 → 資料準備や全体進行等、協議会の運営業務
- 適切な役割分担を行うためには事前の打合せが重要です。配布予定資料、予定協議題について、会長や副会長の意見をあらかじめ聞いたり、共有することで、開催回数が限られている学校運営協議会をより実効性のあるものにします。

■学校運営協議会の配布資料等を作成するときは、どのようなことに留意するとよいですか？

- 協議会の時間は限られています。確認するだけで詳細が伝わるような資料を準備することで学校からの説明時間を減らし、協議の時間を確保することができます。
- 学校関係者評価の結果の資料など、理解するのに時間がかかる資料は、ポイントを示した上で**事前配布**することが望ましいです。
- 年間の学校運営協議会開催の見通しを持ち、各回においてどのような協議題を設定し、どのような資料を提示するのかという見通しを持っておくとうよいです。

■学校運営協議会の会場準備などにおいて、どのようなことに気を付けるとよいですか？

- 会場案内やスリッパの準備、受付、会場設営などについては、誰でも準備できるようマニュアル化し、掲示物等もキット化しておくとうよいです。
- 学校運営協議会委員に高齢の方がいらっしゃるにも関わらず、高層階の部屋に会場が設定されていませんか。学校外の委員にとって参加しやすい、参加してよかったと思える環境づくりを含めた協議会運営になっているかどうかという視点が必要です。

■学校運営協議会の協議テーマはどのようにして設定するとよいですか？

- 主に学校課題（学力向上について、望ましい学習規律や生活習慣について、不登校問題など）について協議されることが多いですが、児童生徒の体力向上についても取り上げる必要があります。**成果や課題の根拠となるデータ**を示すことが必要です。
- **協議した内容について、その後CSでどのような取組を行ったか**、その結果どのような成果、変容が見られたか、次回以降の協議会で報告することで、協議に対する有用感を各委員が感じることができ、協議の活性化につながります。

■学校運営協議会の開催前には、会長とどのようなことを打ち合わせておくとうよいですか？

- 学校運営協議会の流れについて
- 学校の説明内容の概要について
（委員に分かりやすい内容になっているか？示し方をどうするか？
配布資料は適切か？）
- 熟議の内容について
（テーマは？何のために？熟議後の見通しは？）

■多くの教員が学校運営協議会に参加できる工夫はありますか？

- 橋本市（和歌山県）の全ての公立小、中、高校、特別支援学校がCSです。県内どこの公立学校に転任してもCSと関わることになります。教職員一人ひとりがその意義やねらいを理解することが、大きな教育効果につながるだけでなく、CSのよさを生かすことで教職員の教育活動の質は高まります。
- CSについて理解するためには、学校運営協議会委員と教職員が、**顔を合わせて子どもたちのことについて語り合う機会**を充実させることが大切です。
- 長期休業中に全教員が参画する学校運営協議会を開催している事例もあります。また、年度初めに協議会の年間実施計画を示し、ローテーションで多くの教職員が協議会に参加できるようにしている事例もあります。

■協議会において委員からの発言が少なく、協議がなかなか活性化しません。どのような工夫がありますか？

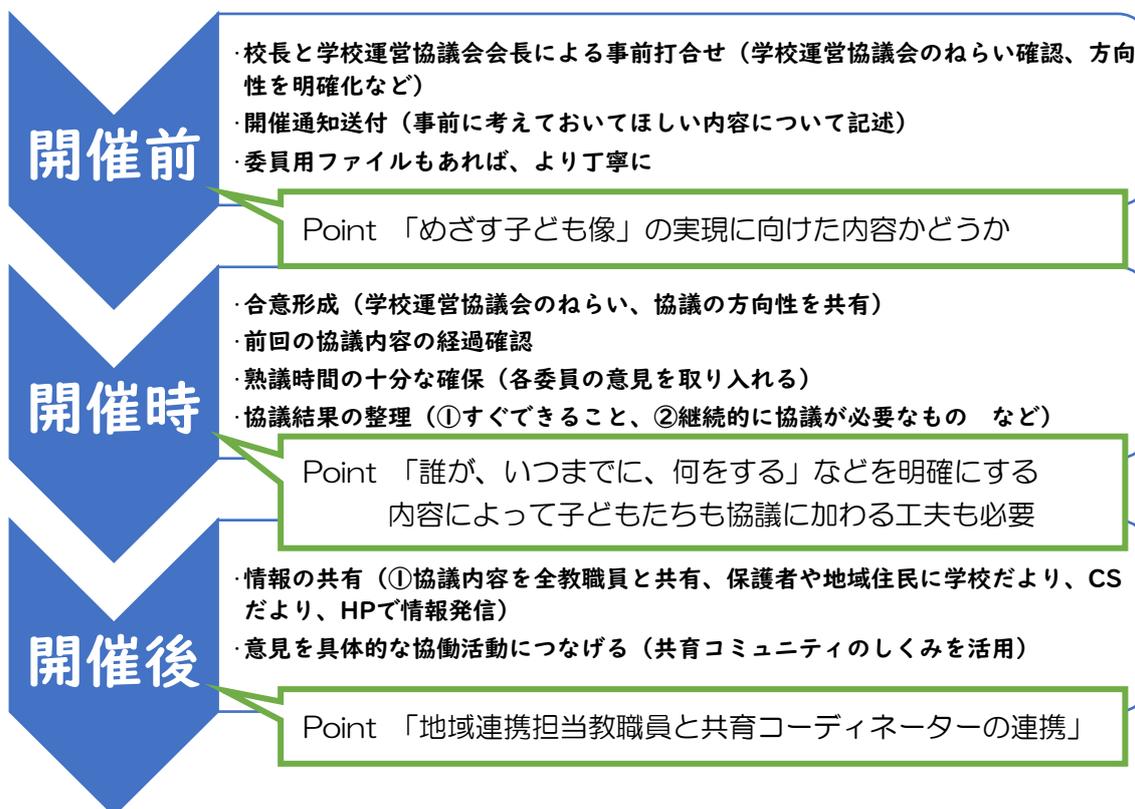
- 学校からの一方的な説明になっていませんか。説明事項を精選し、配布資料を充実させ、**協議のための時間を確保**することが重要です。
- 学校からの説明や用語が、委員にとって難しすぎないか、分かりやすい説明になっているかを見直すことも大切です。**学校で用いられる教育用語は難しくなりがち**であることを理解しておく必要があります。
- 協議題を事前に委員に示し、意見を持って臨んでいただくと意見が出やすくなります。
- 学校が抱えている課題を協議会の中で率直に伝え、**学校としての困り感を委員と共有**する姿勢を示すことで、当事者意識が生まれ、貴重な意見が出てきて協議が活性化する傾向があります。

■学校運営の基本方針の承認を受けるプロセスにおいて、どんなことに留意するとよいですか？

- 承認を受けようとする学校運営の基本方針と、学校、家庭、地域が共有を進めている中学校区の「めざす子ども像」との関わりについて説明できるかが重要です。
- 委員が特に知りたいのは、「どの部分が、どのような理由で変わったのか」ということです。これまでの基本方針との変更点はどこなのか、その変更点は「めざす子ども像」とどのように関わっているのかということについて重点的に説明するように心がけるとよいと思います。

学校運営協議会の運営の充実に向けて

■開催にあたっての留意点



■チェックリスト“コミュニティ・スクールとして機能しているか？”

- 「どのような子どもたちを育てるか」「何を実現するか」という目標やビジョンが明確で、学校と委員が共有できていますか。
- 学校と地域が連携・協働する取組は、教職員、子ども、保護者、委員等の意見が反映されたものになっていますか。
- 学校運営協議会で議論された内容は、PTAや共育コミュニティ関係の会議でも共有されていますか。
- 学校運営協議会の取組が、PTAや共育コミュニティの取組と連動していますか。
- ESDを通じた子どもたちの変容をもとに取組を評価し、改善に向けた協議がされていますか。
- 連携・協働活動により、関係者の当事者意識は高まっていますか。

学校と地域でつくる学びの未来

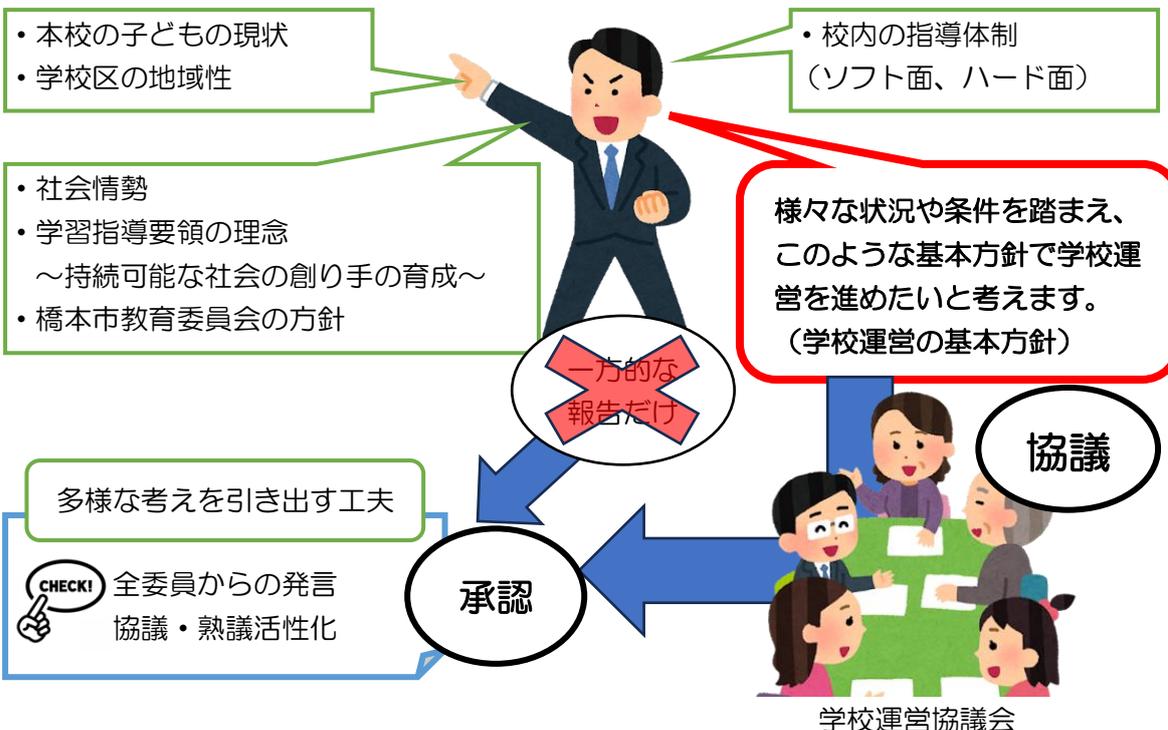


※「CSの運営に関するチェックシート」も参考にしてください。

学校運営協議会の運営の充実に向けて

■ 学校運営協議会の肝は「協議」と「承認」

事前に会議資料を送付する→委員が発言しやすくなる→協議の活性化
承認を得るため、判断材料となる資料を提示→根拠を示し信頼を得る



■ 学校運営協議会の運営上のポイント

(例) 開催案内文書は、会長と校長の連名で送付

(例) 進行の役割分担 → 始め・終わりの進行は学校

→ 協議の司会は会長

協議会の進め方について会長と事前に打合せ(平素からのつながりが大事)



■ 学校運営協議会の議事としておさえないこと

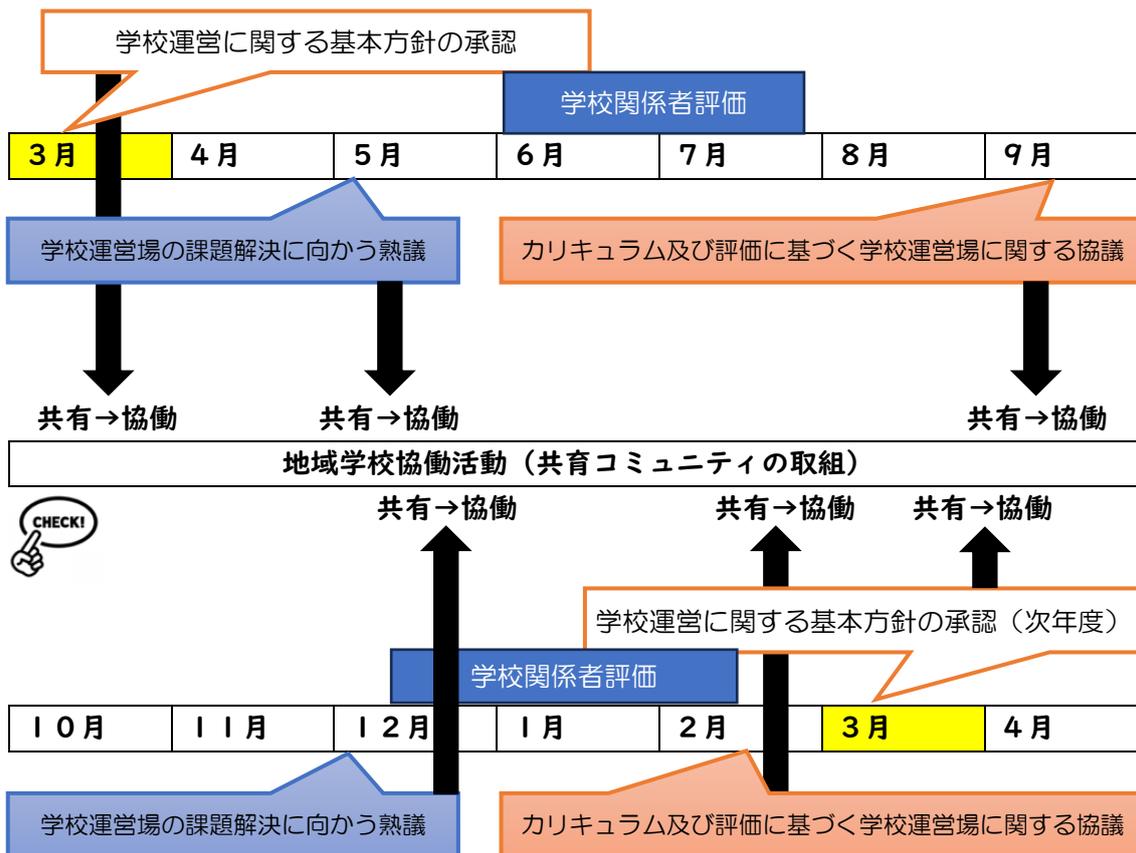
- CHECK! 学習について
- 生活について
- 地域との連携・協働
- ▷ (例) 学力・学習状況調査の問題分析【新しい学力観】
学力・学習状況調査の結果共有【児童生徒の実態】
 - ▷ (例) 望ましい学習規律・生活習慣の確認・共有
【あいさつ、授業態度、学び方、家庭学習】
 - ▷ (例) 学校の特色ある取組、はしもと型地域連携カリキュラムとの整合性
【つけたい力、めざす姿】【学びのある活動か】

学校運営協議会の運営の充実に向けて

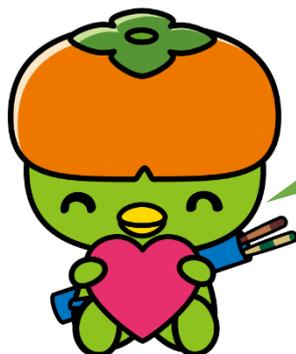


年間を通じた学校運営協議会の実施計画を立て、見通しを持つ
学校運営協議会の協議内容を共有コミュニティと共有し、連携につなげる

【例】学校運営協議会 年間実施計画



立場を越えて「**熟慮と議論（熟議）**」を重ね、みんなで共に取り組む
子どもたちが未来に向かって**迷わず**前進できるよう、今こそ、大人がベクトルを合わせる



Point
多様なステークホルダーによる
熟議での共有

熟議のすゝめ

目的…「何のために?」「ゴールはどこか?」

手法…「どのようにして?」→CSの原点を再確認し、熟議・協働・マネジメントを発揮

- 【課題1】熟議を一度も経験していない教職員や保護者が多い
 - 【課題2】はしもと型学校・地域連携カリキュラムの推進に、家庭や地域が関わる機会が少ない
 - 【課題3】感染症対策による制限のため、地域住民や保護者との心の距離ができたように感じる
- (その他)時代の急激な変化により、子どもたちに身に付けたい資質・能力にも変化が生じている

だからこそ・・・

多様な人々との
目標・ビジョンの共有

目的

例1 育てたい「子ども像」の共有

① 大人になった時、どんな人になってほしい

② 子どもたちの成長にとって必要となる関わりや環境

③ 自分は今どんな関わり方ができるか

地域と学校が一緒になって
できること

※できる・子どもの声が届くことと苦痛
子どもが「世帯主どうきこむか?」
PTA主催の集があったが、受け身に!

Point
参画

① どんな紀見の子

- ・地域、ふるさとを大切に!
- ・助け合える、頼れる!
- ・自己肯定感、社会に必要とされる
- ・楽しく登校
- ・地域に帰れる大人に!

② 必要な関わり等

- ・学校以外で大人とふれあえる場
- ・親、友だちに言えないことも言える場
- ・安心、安全
- ・まずは家庭環境 → 母が学ぶ場

↑

↑

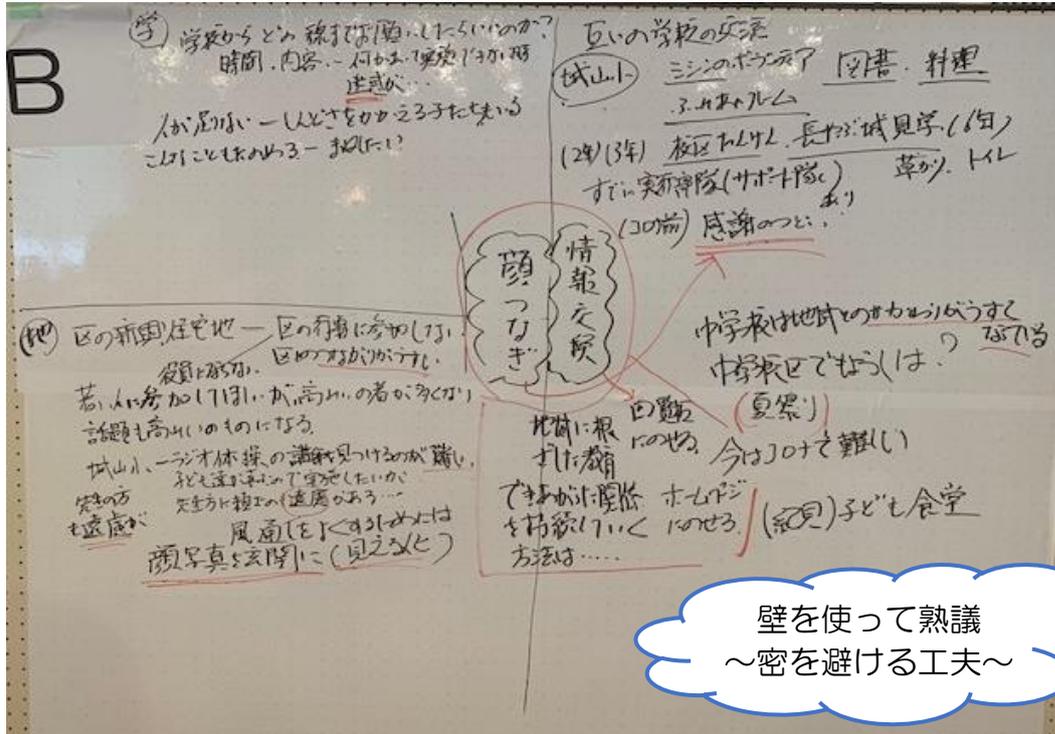
③ どんな関わりできる

- ・声かけできるおじいちゃん、おばあちゃん
- ・やんちゃ坊主への声かけ方
- ・物事をよく見る、考える接し方
- ・子どもに読んでもらう ← 行事参加
- ・もめたときに、自分たちで解決を仕向ける
- ・校長先生は橋わたし役

例2 はしもと型学校・地域連携カリキュラム (案) 【各発達段階で育みたい資質・能力】

区分	前期				中期			後期		
	小1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1年	2年	3年	
(例) めざす姿 【主体的な学習者となるために】	学校	・めあて提示、ふりかえり確保 ・対話による授業				・主体的に授業に取り組む ・自主学習の定着			・個に応じた学習法の発見	
	家庭	・宿題の確認 ・家庭での会話				・共に考える ・家族の職業を知る			・将来を語り合う	
	地域	・挨拶声かけプラス一言				・公民館を活用した地域住民との学び合い			・地域での活躍の場づくり	
	行政	・放課後の居場所づくりで学習支援				・未来プロジェクトによる学びの提案			・中学生ボランティア事業	

例3 コロナ禍を乗り越える地域連携の方法を探る



手法 (メンバー)

例1 学校運営協議会の中で熟議



例2 全教職員・保護者・地域住民で熟議 (中学校区での拡大学校運営協議会も含む)



例3 児童生徒を交えて熟議



メンバーを変えて熟議
~多様な意見を拾う工夫~

みんなでビジョンをつくる
=ベクトルを合わせる

児童生徒が参画する熟議の実施上のポイント

CHECK! 参加者が、児童生徒と熟議することの必然性や有用感を感じられるような熟議のテーマ、構成を工夫しましょう。

- 児童生徒が参加することが目的ではありません。グランドデザインに基づいて、なぜその熟議に児童生徒を参加させるのか、何を学ばせたいのか、どんな力を身につけさせたいのか、児童生徒を含む参加者全員が共有しておきたいですね。

CHECK! 児童生徒が思いや願い、アイデアを持って臨むようにしましょう。

- 児童生徒（指導する先生方も）がノープランで熟議に臨んでしまうと、主体的な学びにはつながりません。事前に「熟慮」し、自分なりの意見を持つことが大切です。熟議そのものからも大きな学びを得られますが、熟議に向けた学習、熟議を終えてからの学習も大事にしたいところです。

CHECK! 児童生徒の意見を聞いて終わりではなく、児童生徒の思いや願いの具現化をめざす関係者の連携・協働につなげていきましょう。

- 児童生徒に自己有用感や達成感を味わわせるためにも、熟議の内容を実現に向けて取組を進めること、そのために本気になる関係者、大人たちの姿を見せることが重要です。
- はしもと型学校・地域連携カリキュラムに位置付けることにより、よりよい取組が持続的に推進されるような体制づくりにつなげていきましょう。

参考資料

※必要なものは、橋本市教育委員会まで連絡ください。

○ 共有コミュニティ通信（令和5年9月、12月、令和6年3月発行）



○CSの運営に関するチェックシート

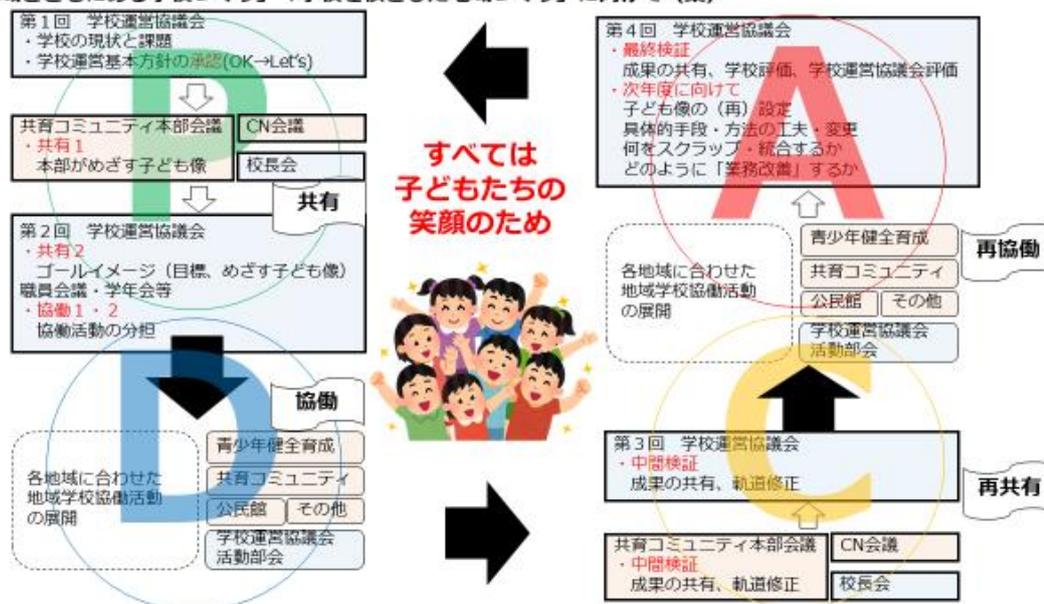
CSの運営に関するチェックシート

できている!	判断がつかない… もう少し?	
✓	✓	学校運営の基本方針の承認にあたり、協議会委員による議論を行う
✓	✓	学校運営に関して率直な意見を述べる機会がある
✓	✓	教職員の任用について提案や意見を述べる機会がある
✓	✓	地域住民側からの意見や提案が持ち込まれることがある
✓	✓	子どもの意見を反映させる機会や仕組みがある
✓	✓	協議会内は、忌憚なく意見を出し合える雰囲気がある
✓	✓	学校、家庭、地域全体で育てたい子ども像が共有されている
✓	✓	校長等、教職員の異動に関わらず、継続して議論ができる体制がある
✓	✓	協議会で議論すべき課題の選定、議論の企画段階から関わることがある
✓	✓	学校側の提案事項を承認するだけでなく、より良い学校運営のために建設的に議論することがある
✓	✓	協議会で決定して、実施した取組に対して、振り返りや内省を行う時間がある
✓	✓	協議された事項の実行にあたり、学校長は期待される役割を果たしている
✓	✓	議論の結果、各主体（学校・保護者・地域の大人等）が実行すべきこと・役割分担が明確になっている
✓	✓	学校の問題や悩みは、協議会委員の中で共有されている
✓	✓	協議会での協議内容について、十分な情報発信が行われている
✓	✓	(任意項目)

💡 空欄には各校で重視する視点を追加できます (例) 議題や会議資料には事前を目を通して参加している / オンライン開催にも対応できるよう準備している 等

○PDCAイメージ (例)

「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」に向けて (案)



○カリキュラム・マネジメントシート（全学年版）

○小学校 地域に開かれた教育課程

各教科 地域学校協働活動	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援学級	低学年	高学年	全学年	地域の キーパーソン
国語											
社会											
算数											
理科											
音楽											
外国語 外国語活動											
図画工作											
家庭											
体育											
生活科 総合的な学習の時間											
道徳											
自立活動											
特別活動 学校行事 その他											
放課後子ども教室 子どもの居場所づくり 共育コミュニティ 公民館 青少年健全育成 市の行事 その他											

青：地域の人が校外で行う学習

赤：地域の人が校内で行う学習

緑：他校種が連携した学習



○カリキュラム・マネジメントシート（学年別年間カレンダー版）

○小学校 地域に開かれた教育課程（○年）

各教科 地域学校協働活動	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	地域の キーパーソン
国語													
社会													
算数													
理科													
音楽													
外国語 外国語活動													
図画工作													
家庭													
体育													
生活科 総合的な学習の時間													
道徳													
特別活動 学校行事 その他													
放課後子ども教室 子どもの居場所づくり 共育コミュニティ 公民館 青少年健全育成 市の行事 その他													

青：地域の人が校外で行う学習

赤：地域の人が校内で行う学習

緑：他校種が連携した学習



○橋本市学校運営協議会規則

平成31年2月28日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定める。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により設置を行おうとするときは、設置しようとする学校の校長及び地域住民等の意向を踏まえるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校(学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。)の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度協議会の承認を得る。

- (1) 教育目標及び学校経営計画の基本方針に関すること。
- (2) 教育課程編成の基本方針に関すること。
- (3) その他校長が第2条の目的の達成のために必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された事項に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を

述べることができる。

- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴いた上で、当該対象学校の校長を経由して行うものとする。

(対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項)

第6条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項であつて、当該対象学校の教育上の課題の解決を図るための一般的なもの

- (2) 対象学校の校長が意見を求める事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、地域住民等に対し、協議会の活動状況に関する情報を積極的に提供するとともに、地域住民等の意見及び要望を把握し、その運営に反映させるよう努めるものとする。

(委員の任命等)

第9条 協議会の委員は、原則10名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 保護者

- (2) 地域住民

- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

- (4) 学識経験者

- (5) 関係行政機関の職員

- (6) その他教育委員会が適当と認める者

- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命し、又は委嘱するものとする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と

する。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動に不当に利用すること。
- (3) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。
- (4) その他職務上の義務に違反し、又は職務を怠ること。

(任期)

第11条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 第9条第2項の規定により新たに任命され、又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第12条 委員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成18年橋本市条例第56号)の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを選出する。

- 2 会長は、協議会の会議を招集し、議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第14条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会は、公開とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切に運営を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 辞任の申出があった場合
- (2) 第10条の義務に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

橋本市学校運営協議会連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)の教育活動その他の学校運営について情報を共有し、互いに連携・協働しながら、学校運営協議会の取組を充実及び発展させることを目的に学校運営協議会連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換。
- (2) コミュニティ・スクールの推進に関する普及及び啓発。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡協議会は、橋本市立小中学校の学校運営協議会の会長を委員として構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。但し、任期途中で交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 連絡協議会の会議は、必要に応じ教育長が招集する。

(庶務)

第6条 連絡協議会に関する庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。